

■ 4条1項11号

不服 2022-004527

<本願商標>

「健酵生活」(標準文字)

第5類「サプリメント, 食餌療法用飲料, 食餌療法用食品」及び第35類「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 加工食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供, 薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」

※分割後の新出願

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標:「ケンコウセイカツ」(標準文字)

第5類「薬剤, 外皮用薬剤, 医療用浴剤, 医療用ベビーオイル, 医療用ベビーパウダー, サプリメント, 食餌療法用飲料, 食餌療法用食品, 乳幼児用飲料, 乳幼児用食品」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標

本願商標は、・・・、「健酵生活」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、辞書等に載録されている語ではないことから、特定の語義を有しない一種の造語として認識、把握されるとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して「ケンコウセイカツ」の称呼を生じ、特定の観念を生じないものである。

(2) 引用商標

引用商標は、・・・、「ケンコウセイカツ」の文字を標準文字で表してなるものである。

そして、当該文字は一連で辞書に載録されている語ではないものの、その構成中の「ケンコウ」の文字については、その称呼和同一の読みを有する成語は多数存在するところ、引用商標の指定商品である「サプリメント」等との関係においては、当該文字は「身体に悪いところがなく心身がすこやかなこと」の意味を有する「健康」の語の読みを片仮名で表したものと看取、理解させるとみるのが相当であり、また、「セイカツ」の文字は、「世の中で暮らしてゆくこと」（いずれも「広辞苑第七版」岩波書店）等を意味する語として慣れ親しまれている「生活」の読みを片仮名で表したものと容易に認識、把握させるものである。

そうすると、引用商標は、その構成文字全体に相応して「ケンコウセイカツ」の称呼和、
「身体に悪いところがなく心身がすこやかな状態で暮らしてゆくこと」といった観念を
生じるものである。

(3) 本願商標と引用商標との類否について

本願商標と引用商標との類否について判断するに、まず、外観において、本願商標は、漢字で構成されているのに対し、引用商標は、片仮名で構成されていることから、両者の文字種が異なり、文字数も異なるため、これらの視覚上の差異は大きく、両者は、外観上、明らかに相違するものである。

次に、称呼和について、本願商標及び引用商標は、いずれも「ケンコウセイカツ」の称呼和を生じることから、称呼和を共通にするものである。

さらに、観念においては、本願商標は特定の観念を生じないものであるのに対し、引用商標は、「身体に悪いところがなく心身がすこやかな状態で暮らしてゆくこと」の観念を生じることから、観念上、相紛れるおそれはない。

したがって、本願商標と引用商標は、「ケンコウセイカツ」の称呼和を共通にするものであるとしても、外観において明らかに相違し、観念において相紛れるおそれのないものであるから、外観、称呼和、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標は、引用商標と商品及び役務の出所について混同を生じるおそれのない、非類似の商標とみるのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標の指定商品及び指定役務と引用商標の指定商品が類似するものであるとしても、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「健酵生活」と引用商標「ケンコウセイカツ」は、称呼を共通にするものであるとしても、外観において明らかに相違し、観念において相紛れるおそれのないものであるから、外観、称呼、観念等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標は、引用商標と商品及び役務の出所について混同を生じるおそれのない非類似の商標とみるのが相当である、と判断されました。

先月ご紹介した商標審決（不服 2022-005723）では、「ちんちくりん」と「珍竹林」との類否について、「**これでも非類似なのか！**？」と驚きましたが、本審決も同様の第一印象を受けました。

ちなみに、引用商標の商標権者は、1990年代後半より「健康生活」の商標登録をいくつか受けており、本願商標と抵触する商品分野においても、「健康生活」や「健・康・生・活」の商標登録を受けているようです。そして、2021年に、引用商標「ケンコウセイカツ」についても商標登録を受けたという経緯があるようです。

カタカナ表記の商標についても後から商標登録をしたのは、おそらく、現在の特許庁の商標類否判断においては、本願商標のように「ケンコウ」部分の漢字を変更した同一称呼の商標が出願された場合に、非類似として登録が認められる可能性あるという点を懸念した上でのものではないかと予測されます。防衛的な意味合いも、大きいように思われます。

このように、引用商標権者としては、これまでにしつかりとした商標対策を行なっていたと言って良いのではないかと、個人的には考えます。しかしながら、本審決では最終的に、本願商標「健酵生活」とは非類似であると判断され、併存登録を許してしまう結果となった、ということになります。引用商標権者にとっては、さすがに青天の霹靂だと思われれます。

なお、引用商標権者の登録商標である上述の「健康生活」や「健・康・生・活」も、当初は類似する商標として引用されていたようですが、本願の分割前の出願における意見書の内容によって、審査官は、本願商標「健醇生活」との非類似を認めたようです。

したがって、本願商標「健醇生活」は、「健康生活」、「健・康・生・活」、「ケンコウセイカツ」の各商標とすべて非類似であると、最終的には判断されたこととなります。

過去の審決例を踏まえると、「健醇生活」が、「健康生活」や「健・康・生・活」と非類似であると判断されるのは納得ができるでしょう。しかしながら、カタカナ表記の「ケンコウセイカツ」とまで非類似だと言われると、個人的には肯首しかねるというのが正直なところです。

審決では、指定商品を考慮すると、引用商標「ケンコウセイカツ」は「健康生活」であると理解・認識できるとした上で、観念を認定していますが、本願商標も同じ指定商品を含んでいるのですから、この論理はどこか矛盾しているように感じるのは当職だけでしょうか。この点については、引用商標権者がすでに漢字の「健康生活」を商標登録していたことが、多少なり影響したような気がいたします。

本審決の判断については、我々弁理士の中でも賛否両論、様々な意見があるでしょう。個人的に感じるのは、商標登録制度が、事業者の立場からして「魅力のないもの」となってしまっただけで本末転倒かと思えますので、こういったことにはならないよう、特許庁には細心の判断を期待する次第です。

(弁理士 永露 祥生)

< 2022年9月20日 >